

4. 困りごとなどの相談などに応じます。

ふれあい福祉相談

(ふれあい福祉相談事業：258 千円)

生活支援課・各福祉センター

低所得などにより一時的に困窮状態となった世帯への生活支援や、高齢者等の日常的な金銭管理や権利擁護に関する問題について、各種関係機関と連携し必要な支援を行います。

また、相続・扶養・多重債務など専門的な助言が必要な問題については、弁護士による法律相談を実施します。

○常設相談

実施主体：鶴岡市社会福祉協議会

受付日時：月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（年末年始祝祭日を除く）

相談窓口：各福祉センター

相談方法：来所・電話・訪問 等

利用料：無料

○法律相談（予約制）

開設日時：年間 14 回 10 時～15 時（開設日・場所は市社協広報で周知します）

相談場所：各福祉センター巡回

相談員：弁護士

利用料：無料

【相談件数】

項目	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計	
25 年度	常設相談	376	53	112	29	23	371	964
	法律相談	61	7	7	7	8	4	94
26 年度	常設相談	190	97	63	42	11	187	590
	法律相談	70	4	7	8	8	8	105
27 年度	常設相談	250	113	87	12	17	163	642
	法律相談	68	8	4	8	5	4	97

地域包括支援センター（市受託）

（地域包括支援センター事業：97,709千円）

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるように、心身の状態や生活環境等の変化に応じて、医療・介護・地域、その他必要な資源と連携し、包括的および継続的に支援を行う地域包括ケア体制を構築します。

1. 総合相談支援事業

地域の高齢者の身近な相談窓口として機能の充実を図り、必要に応じて適切なサービスや機関、制度の利用に繋げるなど、課題解決に向けた支援を行います。

2. 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者一人ひとりの自立を支援するという理念のもと、介護予防事業・予防給付が効果的・効率的に提供されるよう適切なケアマネジメントを行います。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員、医療機関、地域組織など、各専門職や関係機関と協働し、高齢者の状況やその変化に応じた継続的なフォローアップを行います。

4. 権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守るため、消費者被害の防止や成年後見制度の活用促進を図ります。また、高齢者虐待など解決困難な事例の相談対応を行います。

受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※窓口対応時間以外でも、電話により相談対応を行っています。

利用料金：無料

問い合わせ：鶴岡市社会福祉協議会地域包括支援センター

本センター	西新斎町 14-26	TEL：29-1626
なえづ支所	ほなみ町 3-1	TEL：25-9275
おおやま支所	大山三丁目 34-1	TEL：33-0202
とよら支所	三瀬字菖蒲田 67-1	TEL：38-8150
くしびき支所	三千刈字藤掛 1	TEL：57-5300
あつみ支所	温海戊 577-1	TEL：43-2301

【平成27年度地域包括支援センター相談実績】

相談件数	うち新規	相談内容内訳											指定予防支援
		実態把握	特定高齢者関係	権利擁護関係	介護関係	疾病・障がい関係	包括的・継続的ケアマネジメント	在宅福祉サービス	医療関係	経済的問題	要支援者	その他	
12,023	658	412	626	549	2,211	955	427	556	305	202	732	279	6,188

※相談内容の重複を含む

鶴岡市障害者相談支援センター（市受託）

（予算額：33,404千円）

鶴岡市障害者相談支援センター

○相談支援事業

在宅の知的・身体・精神障がい児・者の方とその家族を対象に、サービスの利用援助や各種相談への対応、情報提供などを行い、また、家族交流会や障がいの理解のための研修会を開催しています。生活・自立支援の一環としては、障がい者サロンや料理教室・工芸教室などを開催しています。

利用対象：在宅の障がい児・者及びその家族

利用日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

利用料金：無料

申込み：鶴岡市総合保健福祉センター2階 鶴岡市障害者相談支援センター

TEL:25-2111（内線602～605） FAX:25-2476

【相談状況の推移】

年 度	訪問相談	来所相談	電話相談	計
25年度	2,128件	890件	1,878件	4,896件
26年度	2,642件	812件	1,668件	5,122件
27年度	2,420件	682件	1,693件	4,795件

○コミュニケーション支援事業

【手話通訳の設置】

鶴岡市障害者相談支援センターに相談員として手話通訳者1人を配置し、手話通訳が必要な方への支援を行います。

利用料金：無料

申込み：鶴岡市総合保健福祉センター2階 鶴岡市障害者相談支援センター

TEL:25-2111（内線603） FAX:25-2476

【相談状況の推移】

年 度	手話通訳	講師依頼	個別相談
25年度	88件	2回	145件
26年度	52件	4回	104件
27年度	33件	3回	70件

※個別相談件数は相談支援事業相談件数より再掲

【手話奉仕員養成講座の開催】

聴覚障がい者のコミュニケーション手段のひとつである手話を、単に言語を学ぶことにとどまらず、社会的に疎外されやすい聴覚障がい者の味方となり、また社会参加がより活発になるよう情報の保障を充実させるために人材を育成することを目的に講座を開催しています。

期 間：平成 28 年 5 月 14 日～平成 29 年 1 月 21 日までの隔週土曜日（全 24 回）

時間 13:30～15:30

場 所：鶴岡市総合保健福祉センター にこ♡ふる 3 階 栄養指導研修室

対 象 者：平成 27 年度の当講座の入門編受講者とします。なお、新たに受講を希望される方はご相談ください。

参 加 費：3,240 円（テキスト代）

問い合わせ：鶴岡市総合保健福祉センター2 階 鶴岡市障害者相談支援センター

Tel：25-2111（内線 602～605） FAX：25-2476

鶴岡地域生活自立支援センター（市受託）

（生活困窮者自立支援事業：13,970千円）

鶴岡地域生活自立支援センター

○自立相談支援事業

生活に困窮している方の相談に包括的に応じ、抱えている課題を的確に評価・分析し、その課題を踏まえた自立支援計画を作成し支援を行います。

受付日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（年末年始祝祭日を除く）

利用料金：無料

申込み：鶴岡地域生活自立支援センター 暮らしステーション TEL：29-1729

場所：鶴岡市役所1階（健康福祉部長寿介護課隣）

【相談件数等】

年度	相談件数	プラン作成	増収入者数	就労者数
27年度	228	28	50	47

生活福祉資金の貸付（県社協受託）

（生活福祉資金貸付事業：901 千円）

生活支援課・各福祉センター

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯等から相談を受け、無利子又は低利子で必要な資金の貸付けをします。貸付け後は民生委員・児童委員等と連携しながら償還指導を行い、世帯の自立を支援します。

対象者：低所得、障がい者、高齢者世帯で、他の貸付資金の活用が困難な方

受付日時：月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（年末年始祝祭日を除く）

相談窓口：各福祉センター

【生活福祉資金対応状況】

年 度	相談件数	貸付件数	貸付金額
25 年度	227	104	49,352,000 円
26 年度	214	65	22,611,000 円
27 年度	178	54	16,863,000 円

【平成 27 年度新規貸付状況】

（単位：件）

項 目	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計
総合支援資金							
教育支援費	9						9
就学支度費	12						12
技能修得費	2						2
療養費	1						1
障害者自動車購入費	1						1
転居費	4			1			5
緊急小口資金	17	1	1	1		1	21
出産費							0
葬義費用							0
その他	3						3
合計	49	1	1	2	0	1	54

【貸付資金の種類・内容】

資金種類		貸付限度額	据置期間	償還期間
総合支援 資金	生活支援費	月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 (貸付期間：12 月以内)	6 月以内	10 年以内 (借受人の年 齢が 65 歳に 達するまで)
	住宅入居費	40 万円		
	一時生活再建費	60 万円		
福祉 資金	福祉 費	生業費	460 万円	20 年以内
		技能習得費	技能習得期間が 6 月程度：130 万円 1 年程度：220 万円 2 年程度：400 万円 3 年程度：580 万円	8 年以内
		住宅費	250 万円	7 年以内
		福祉用具購入費	170 万円	8 年以内
		障がい者自動車購入費	250 万円	8 年以内
		中国残留邦人等 国民年金追納費	513.6 万円	10 年以内
		療養・介護費	170 万円	5 年以内
		災害援護費	150 万円	7 年以内
		冠婚葬祭費	50 万円	3 年以内
		転居費	50 万円	3 年以内
		就職・技能 修得支度費	50 万円	3 年以内
		その他	50 万円	3 年以内
	緊急小口資金	10 万円	2 月以内	12 月以内
教育支援 資金	教育支援費	(高校) 月 3.5 万円 (高専) 月 6 万円 (短大) 月 6 万円 (大学) 月 6.5 万円	卒業後 6 月以内	修学期間の 3 倍程度
	就学支度費	50 万円		
不動産 担保型 生活資金	不動産担保型生活資金	・土地の評価額の 7 割程度 (月 30 万円以内)	契約終了後 3 月以内	据置期間 終了時
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	・居住用不動産の評価額の 7 割程度 (集合住宅は 5 割) ・貸付基本額の範囲内 (生 活扶助額の 1.5 倍以内)		

【貸付利子】

総合支援資金 福祉資金 (福祉費)	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年利 1.5%
福祉資金 (緊急小口資金) 教育支援資金	無利子
不動産担保型生活資金	年利 3.0%又は毎年 4 月 1 日時点の長期プライムレ ートのいずれか低い方

たすけあい資金の貸付

(たすけあい資金貸付事業：4,355千円)

生活支援課・各福祉センター

低所得等で一時的な支援が必要と判断される世帯に対して、民生委員・児童委員の協力のもと、小口の生活資金の貸付けを行い、世帯の自立支援を図ります。

また、フードバンクを通じて食品等の無償提供を受け、生活保護や年金などの収入が入るまでのつなぎとして、金銭貸付だけでなく食品を提供する支援を行います。

実施主体：鶴岡市社会福祉協議会

対象者：一時的な生活困窮世帯

受付日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（年末年始祝祭日を除く）

貸付額：上限5万円の範囲内で、必要と認められる金額

相談窓口：各福祉センター

【貸付実績】

項目	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	
25年度	件数	109	1	1	0	1	6
	金額	3,126,000	20,000	50,000	0	50,000	102,179
26年度	件数	78	2	0	0	3	4
	金額	2,547,000	30,000	0	0	150,000	112,400
27年度	件数	97	1	3	0	0	10
	金額	2,964,000	22,000	66,000	0	0	285,500

【平成27年度たすけあい資金借入理由別件数】

項目	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計
生活費	50		1			8	59
生活保護つなぎ資金	42	1	1				44
治療費・療養費							0
入園・入学及び支度金						1	1
住宅							0
転居費							0
その他	5		1			1	7
件数合計	97	1	3	0	0	10	111

【フードバンク食品提供件数】

年度	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計
27年度	36	0	1	1	0	1	39

日常生活の自立支援（県社協受託）

（日常生活自立支援事業：24,525千円）

生活支援課・各福祉センター

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方で、判断能力が不十分な方に対して福祉サービスの利用援助や金銭管理（公共料金・医療費の支払い等）、預金通帳の預かりなどを行い、地域で自立した生活が送れるように支援します。

対象者：認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある方などでお金の管理や引き出しができないなど日常生活に不安のある方

受付日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（年末年始祝祭日を除く）

相談窓口：各福祉センター

【相談・契約件数等の推移】

年度	相談件数（件）	新規契約件数（件）	利用者数（人）
25年度	1,679	37	111
26年度	1,617	34	122
27年度	1,485	26	117

判断能力が不十分な方への法人後見等

(権利擁護ネットワーク事業：4,735千円)

生活支援課

判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度に関する相談に応じるとともに、事業の啓発、関係機関のネットワーク構築を行います。

○相談

成年後見制度を必要とする親族や関係機関からの相談に応じ、家庭裁判所への申立てについて支援します。

受付日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（年末年始祝祭日を除く）

相談窓口：各福祉センター

○法人後見

認知症高齢者、知的障がい、精神障がいにより、判断能力が著しく低下した方に対して、本人の権利を守る援助者となり不動産や預貯金などの財産管理、さらに福祉施設の入退所、生活全般の支援に関する福祉サービス（身上監護）の契約などの法律的行為を、法人として、本人を代理して行い支援します。

【受任件数】

年 度	後見	保佐	補助	合計
25年度	6	0	0	6
26年度	5 (1)	1	0	6 (1)
27年度	3	0	1 (1)	4 (1)
合計	14 (1)	1	1 (1)	16 (2)

※（ ）は終了件数

○ネットワークの構築

鶴岡市成年後見連絡会を開催し、受任団体と情報交換しながら事業の普及啓発に努めます。

一時援護費の支給

(予算額：280 千円)

総務課

火災等の災害に見舞われた世帯に援護金を支給します。また、旅費等に困窮し、目的地まで到達できない方に隣接市町村までの旅費等を支給します。

【災害援護金】

問い合わせ：総務課

地 域	26 年度		27 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
鶴 岡	5 件	90,000 円	3 件	50,000 円
藤 島	1 件	30,000 円	0 件	0 円
羽 黒	2 件	20,000 円	0 件	0 円
櫛 引	1 件	20,000 円	2 件	40,000 円
朝 日	0 件	0 円	0 件	0 円
温 海	2 件	50,000 円	1 件	10,000 円
合 計	11 件	210,000 円	6 件	100,000 円

【旅費等一時援護金】

支給金額：隣接市町村までの旅費等

受付場所：市社協又は市役所福祉課（時間外の場合、市役所では守衛室で受け付けます。）

問い合わせ：総務課

地 域	26 年度		27 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
鶴 岡	12 件	6,840 円	25 件	12,680 円
温 海	5 件	1,460 円	16 件	7,560 円
合 計	17 件	8,300 円	41 件	20,240 円